

大和郡山市告示第 1 3 4 号

平成 2 7 年 8 月 7 日

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する、同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

大和郡山市長 上 田 清



1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

大和都市計画道路 3・5・301 小泉西田中線
一部区間(大和郡山市小泉町)の廃止

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路 3・5・301 号 小泉西田中線	大和郡山市新町、満願寺町、西田中町、 及び小泉町

2 縦覧場所

大和郡山市都市建設部都市計画課内